

第 1 1 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた よしまさ さかくら ゆきみつ たむら あきら
2 太田 義政 ・ 3 坂倉 行光 ・ 4 田村 明
まえかわ ようこ きた よしゆき いしい やすひろ
5 前川 洋子 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 石井 康宏
かわぐち くにじ よこやま はくお あさお てつや
1 0 川口 邦次 ・ 1 1 横山 帛生 ・ 1 2 浅生 哲也
ひらい ひでつぐ さの こ さかの だいてつ
1 3 平井 秀次 ・ 1 9 佐野 すま子 ・ 2 1 坂野 大徹
かわべ ちあき
2 4 川邊 千秋

以上 1 3 名

欠席委員 おおた やすひろ
1 太田 泰弘

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 おおた よしまさ たむら あきら
2 太田 義政 ・ 4 田村 明

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、太田泰弘委員の1名で、出席委員は13名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 2番の太田委員、4番の田村委員、よろしく申し上げます。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号
 まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
 す。
 番号1から21で、3ページになりますが、件数は21件、合計面積は
 75,546㎡、このうち田が74,061㎡、畑が1,485㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
 4ページから7ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてございま
 す。
 番号1から7で、7ページになりますが、合計で件数は7件、合計面積は
 48,940.1㎡で、その内訳は田が39,291.1㎡、畑が9,649㎡
 でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地にな
 っているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導
 しております。
 8ページをお願いいたします。
 報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてございま
 す。
 番号1、駐車場用地、番号2、建売分譲住宅用地、番号3から番号6、植林

以上、件数は6件で、合計面積は、畑で1, 193㎡でございます。
9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、共同住宅用地、番号2、長屋住宅用地、番号3、太陽光発電施設用地、番号4、長屋住宅用地、番号5から番号7、一般個人住宅用地、番号8、ごみ集積所用地、番号9、一般個人住宅用地、番号10から番号12、駐車場用地、番号13、建売分譲住宅用地、

以上、件数は13件で、合計面積は4, 625㎡、この内訳は田が2, 988㎡、畑が1, 637㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、葬儀場用地の1件で、面積は、田で905㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地、番号2及び番号3、一般個人住宅用地、この3件で、合計面積は、田で2, 149㎡でございます。

12ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積493㎡、取得年月日は、平成7年1月10日でございます。

この案件につきましては、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ・14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、面積3, 262㎡ 渡人 _____、面積3, 262㎡ 申請地 白塚町小山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積220㎡。

これにつきましては、生前一括贈与になります。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積7, 971㎡ 渡人 _____、面積685㎡ 申請地 一身田中野一色_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積309㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 藤水、受人 _____、面積15, 979. 12㎡ 渡人

_____外1名、面積3,046㎡ 申請地 藤方下八木田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,523㎡外1筆 合計面積3,046㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 雲出、受人 _____、面積9,899㎡ 渡人 _____、面積4,911㎡ 申請地 雲出伊倉津町長藤前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,056㎡外1筆、合計面積4,618㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 大里、受人 _____、面積3,579㎡ 渡人 _____外1名、面積2,638.5㎡ 申請地 大里窪田町橋垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,538㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 大里、受人 _____、面積5,799㎡ 渡人 _____、面積7,008㎡ 申請地 大里睦合町宮之前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積77㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 上野、受人 _____、面積5,563㎡ 渡人 _____、面積608㎡ 申請地 河芸町西千里西高山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積205㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区 上野、受人 _____、面積63,342㎡ 渡人 _____、面積9,917㎡ 申請地河芸町上野大道_____、台帳地目・現況地目とも田、面積708㎡外9筆、14ページになりますが、合計面積7,848㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 棕本、受人 _____、面積10,134.17㎡ 渡人 _____、面積5,534㎡ 申請地芸濃町棕本百々_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,475㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 明合、受人 _____、面積12,127㎡ 渡人 _____、面積2,118㎡ 申請地安濃町野口大谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積418㎡ 外2筆 合計面積1,947㎡。

これにつきましては、受人は、病気などのため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は10件、合計面積は23,283㎡、このうち田が21,286㎡、畑が1,997㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番。
田村委員	4番、田村です。12日に現地確認をいたしまして、何も問題ありません。地元推進委員にも意見を伺いましたが、特に問題ないということで、事務局の説明どおり問題ありません。
議 長	ありがとうございます。2番。
田村委員	4番、田村です。12日に現地確認をいたしまして、事務局の説明どおり問題ないと判断します。地元推進委員にも意見を伺いましたが、特に問題ないということでした。
議 長	ありがとうございます。3番。
事 務 局	本日欠席されております太田委員の地区になるんですけれども、3番、藤水と4番、雲出もあわせまして、問題ないということで事前に連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。5番、6番。
坂倉委員	3番、坂倉です。5番の件につきまして、11日に地元推進委員さんと現地確認してまいりまして、別に問題ありません。 6番につきまして、地元推進委員さんからの報告でまったく問題ないということでございます。
議 長	ありがとうございます。番号7、8は私の案件ですが、事務局の説明とおりでございますので、問題はありません。 続いて9番。
川口委員	10番、川口です。地元推進委員に見ていただきまして、問題ないということです。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。10番。
浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員さんも問題ないということです。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 椋本、借人 _____ 代表取締役 _____、面積
5,000㎡ 貸人 _____、面積4,314㎡、外10名 申請地 芸濃
町椋本東富家_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,229㎡ 他
10筆 合計面積37,885㎡。
これにつきましては、借人は、貸人に要望して、申請地に20年間の賃貸借
権を設定し、ミニトマトの栽培ハウスを増設するものです。
件数はこの1件で、面積は37,885㎡、このうち田が33,396㎡、
畑が4,489㎡でございます。
いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、
地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要
件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。地元委員さ
んの意見を伺います。1番。

川口委員 10番、川口です。地元推進委員さんにいろいろ話を伺いまして、別に事務
局の説明どおり問題はないということでございます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありまし
た。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については許
可することを決定いたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局
の説明をお願いします。

事務局 16ページ・17ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてございま
す。
番号1、地区 新町、申請者 _____、申請地 南河路備後_____、台
帳地目 田、現況地目 雑種地、面積622㎡です。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、221.76㎡、転用面積の35.7%になります。
なお、8月には転用が完了しており、事前着工に対しての始末書が添付され
ております。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号2、地区 神戸、申請者 _____、申請地 半田上寺_____、台帳
地目・現況地目とも畑、面積261㎡ 外1筆、合計面積522㎡です。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル
設置面積は、469.44㎡、一体利用を含む全体面積1,080.67㎡の

43. 43%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 224㎡ 外1筆、合計面積1, 331㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、426.4㎡、パネルの設置率といたしましては、不整形地でありますことから転用面積の32%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田町西谷山_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積168㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものですが、平成10年ごろから既に車庫が建築されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本北澤_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積2, 347㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、850.08㎡、パネルの設置率といたしましては、議案第5号、番号7で申請されています隣接地を合わせた転用面積4, 148㎡に対しまして、資材置き場、倉庫等を併設しておりますことから、パネルの設置率は20.5%になります。

なお、5月ごろから既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積598㎡ 外1筆、合計面積796㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、310.4㎡、パネルの設置率といたしましては、転用面積の39%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 長野、申請者 _____、申請地 美里町北長野葎ヶ瀬_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積83㎡ 外10筆、17ページをお願いします、合計面積は4, 367㎡です。

これにつきましては、昭和31年ごろに植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は、10, 153㎡、このうち田が5, 533㎡、畑が4, 620㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番。

太田委員 2番、太田です。9日に地元推進委員と現地確認をさせていただきましたが、事前着工により転用工事が完成されておりました。

当案件の審議前にも他地区で、事前着工による案件が多々あったように思いますが、例え有効利用だからという理由で転用しようとも、やはり許可前に行

う事前着工は大きな問題があると思います。

これは、太陽光発電施設を設置する工事業者の資質が問われるものだと思うのです。営利を目的にしていることから「事前着工してもいいですよ」など、地権者に言っている可能性もあります。

この後、審議される委員さんの担当地区においても、事前着工である案件があるかと思いますが、同じ事案が増えてきていることから、注意していく必要があると思います。事務局の方も、注意していただくようお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

前川委員 5番、前川です。9日に地元推進委員と現地確認いたしまして、隣人にも説明してあるということで、事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番。

前川委員 5番、前川です。9日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認いたしました。

ここに関しては隣人より、当該地から大きな木が張り出してきて困っているとの苦情もあったところで、太陽光にさせていただくと整地され、綺麗でいいということでした。事務局の説明どおり何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番。

前川委員 5番、前川です。9日に地元推進委員さんと現地確認しました。既に駐車場にはなっておりましたが、始末書も出ているので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。5番。

川口委員 10番、川口です。これまでの審議の中でも話がありましたが、現況といたしましては、事前着工により太陽光発電施設が設置されていた案件になります。

しかしながら、地元推進委員さんと一緒に確認させていただきましたところ特に問題はなく、詳細については事務局の説明どおりで問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。6番。

川口委員 地元推進委員さんと現地確認いたしました。特に問題ないようでございますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。7番。

横山委員	11番、横山です。9日に地元推進委員と事務局と共に現地調査を行いました。もうすでに林になっておりました。始末書も出ておるといことで、事務局の説明どおり問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
川邊委員	24番、川邊です。ちょっと教えていただきたいのです。この案件に関して問題ありませんが、先ほどから事前着工と言う話が出ておる中で、始末書さえ出したらそれで終わるような状況ですけれども、罰則とかはあるのですか？
事務局	転用についての罰則等は、原状回復命令というやり方があります。ただそれは本当に転用ができない場所（農業振興地域内の農用地域）で勝手にしている場合などで、指導や勧告を実施したうえで従わない場合等に原状回復命令というような流れになります。今回、上げさせていただいているような案件につきましては、転用可能な土地であるため、始末書を添付させ処理をしています。
太田委員	部会の審議に係る事前着工をした業者をリスト化し、チェックしていく必要があると思います。リスト化することで事前着工による転用の状況が一覧で確認でき、業者に対しても忠告することが可能になる。始末書だけで済ませていくと、何度も同じ事案が繰り返される恐れがあるため、今後はこういったことを未然に防ぐ対策をしていかなければならないと思います。
守山委員	今お聞きした内容は言われるとおりですけれども、今後は4月から発足した地区の推進委員を中心に転用案件に係る監視してもらいながら、農業委員や事務局も協力して対応していく必要があると思います。
太田委員	決まっている書類の締切日や許可予定日が、施工業者や地権者の中で認識にズレが生じている場合もあるように思います。申請したら、着工してもいいというような。
議長	委員さんからそういうような意見もありますので、事務局よろしく願います。他にございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することを決定いたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権）事務局の説明をお願いします。
事務局	18ページ・19ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 説明にはいます前に、ご訂正の方お願いいたします。

番号4番の高野尾の案件です。こちらの方、今回取り下げをされておりますので抹消していただきますようお願いしたいと思います。

以上の案件に付きましてご訂正の方よろしくお願ひいたします。

それでは説明をさせていただきます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真小川町南浦_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積140㎡外1筆合計面積338㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅・進入路・駐車場用地とするものですが、昭和46年ごろからこの目的で利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 _____、渡人(亡) _____ (相続人) _____、申請地 安東町松ヶ鼻_____、台帳地目・現況地目とも田、面積125㎡外2筆、合計面積1,963㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、不整形地で、井戸などがありますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の27%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 安東町木若_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積921㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、380.76㎡、転用面積の41.3%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4につきましては、地元との協議が整っていないとのことで、今回取り下げられておりますので、抹消をお願いします。

番号5、地区 長野、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野森戸ヶ谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,097㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、475.2㎡、転用面積の43.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 美里町三郷垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積95㎡、外2筆で、合計面積160㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を墓地用地とするものです。農地区分につきましては、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いします。

番号7、地区 安濃、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町太田宮城_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積5.94㎡ 外4筆 合計面積1,370.94㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、580.28㎡、転用面積の42.32%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町太田宮城_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積366㎡外2筆、合計面積797㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を保育園用地とするものです。農地区分につきましては、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多中豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 851㎡ 外2筆 合計面積2,136㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,626㎡、一体利用する山林を含めた全体面積5,584㎡の47%の設置率になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 安濃町野口大谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積145㎡ 外1筆 合計面積538㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、341.64㎡、転用面積の63.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口北興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,745㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、713.44㎡、転用面積の40.88%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、1件取り下げられておりますので、件数は合計で10件、合計面積は、11,065.94㎡、このうち田が5,095㎡、畑が5,970.94㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番。

田村委員 4番、田村です。9日に地元推進委員と現地確認をいたしました。随分以前からもう家が建っております、始末書も出ているということですので、問題ないと思われま。他については事務局の説明どおりです。

議長 ありがとうございます。番号2番と3番。

前川委員 5番、前川です。2番については9日に会長、部会長、地元推進委員さんと現地確認したところ、事務局の説明どおり問題ありません。

3番については9日に地元推進委員と現地確認いたしまして、特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。5番。

横山委員 11番、横山です。9日に会長、地元推進委員と事務局とで現地調査を行いました。事務局の報告どおり、問題ないものと判断します。

議 長	ありがとうございます。6番。
横山委員	11番、横山です。9日に地元推進委員と事務局で現地調査を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。
議 長	ありがとうございます。7番。
浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員さんと会長、部会長と現地確認をしました。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。8番。
浅生委員	12番、浅生です。これに関しては農地転用には別に問題ないのですが、地元地区に説明がないということで、地元地区に説明するように業者によりしくお願いしますということです。
議 長	ありがとうございます。9番。
浅生委員	12番、浅生です。これに付きましても別に問題ないということですが、集中豪雨時の排水対策については、業者に意見しました。あとは、事務局の説明どおり別に問題ないと思います。
議 長	ありがとうございます。10番。
浅生委員	12番、浅生です。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。11番。
浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員と確認したところ、問題なかったなので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することを決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	20ページ・21ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 片田、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、

申請地 片田薬王寺町輪生_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積
280㎡外1筆 合計面積457㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、252.65㎡、転用面積の52.43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人
_____、申請地 片田久保町輪生_____、台帳地目 田、現況地目 畑、
面積783㎡。

これにつきましても、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、440.1㎡、転用面積の56.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 藤水、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人
_____、申請地 垂水南浦_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面
積605㎡の内585㎡外2筆 合計面積930㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、3か月間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の駐車場等整備工事の仮設駐車場として一時転用するものです。

なお、許可予定日からの転用では、工事開始が遅れることから既に転用している旨の経過書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 藤水、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人
_____、申請地 垂水南浦_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面
積260㎡の内58㎡外2筆 合計面積627㎡。

これにつきましても、借人は、貸人との間に、3か月間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の駐車場等整備工事の仮設駐車場として一時転用するものです。

なお先ほどと同様、許可予定日からの転用では工事開始が遅れることから既に転用している旨の経過書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人
_____外1名、申請地 大里窪田町堂垣内_____、台帳地目・現況地目と
も田、面積280㎡外3筆 合計面積1,167㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、3か月間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の仮設資材置場として一時転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾
町南出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積753㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、240.48㎡、日影を避けて設置するため、転用面積の32%の設置率になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号7、地区 棕本、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人
_____、申請地 芸濃町棕本北澤_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種

地、面積1, 801㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、850.08㎡、パネルの設置率といたしましては、議案第3号、番号5の申請地を合わせた転用面積4,148㎡に対しまして、資材置き場、倉庫等を併設しておりますことから、20.5%になります。

なお、5月ごろから既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 椋本、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____外3名、申請地 芸濃町椋本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積739㎡外5筆 合計面積4,422㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、議案第2号で申請のありました隣接するミニトマト栽培のための駐車場及び仮設管理室用地とするものです。農地区分は、農業振興地域内の農業用施設用地になります。

以上、件数は8件、合計面積は10,940㎡、このうち田が6,500㎡、畑が4,440㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。番号1、2番。

前川委員 5番、前川です。9日に地元推進委員と現地確認いたしまして、隣人への説明も済んでいるということで、事務局の説明どおり特に問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。3番、4番。

事務局 この2件につきましては太田委員の担当区域になります。本日欠席されておりまして、一時転用であるということで特に問題はないということで連絡いただいておりますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。5番と6番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9日に地元推進委員さんと一緒に現地を確認いたしました。事務局説明どおり問題ございません。

6番ですが、9日に地元推進委員さんとで現地確認いたしました。なんら問題ございません。高野尾地区の農業推進協議会でも問題ないということでございます。

議 長 ありがとうございます。7番と8番。

川口委員 10番、川口です。議案3号の説明にもあったように、現況は太陽光発電もできており、業者からの聞き取りも済んでいます。地元推進委員と協議しまし

て、事務局の説明どおり問題ないと思います。

8番については、隣接する農産物施設の付帯設備ですので問題はなく、地元の推進委員さんとも協議いたしまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することを決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積292㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、131.67㎡、転用面積の45%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚町小山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積478㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、218.12㎡、転用面積の45.6%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 高野尾、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 高野尾町西豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積490㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は、畑で1,260㎡。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました、地元委員さんの意見をお伺いします。1番、2番。

田村委員 4番、田村です。9日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり問題ないと判断できます。

議長 ありがとうございます。3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9日に地元推進委員さんと私で現地確認いたしました。別に問題ございません。また、高野尾地区農業推進協議会も問題ないということあります。事務局の説明どおりです。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することを決定いたします。

次に議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者(亡) _____ (相続人) _____ 外3名、申請地 高野尾町新林 _____、台帳地目 田、現況地目 原野、面積917㎡外1筆、合計面積2,417㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、この時すでに原野となっていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町今徳山出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積228㎡外1筆、合計面積712㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、この時すでに宅地となっていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は3,129㎡、このうち田が2,417㎡、畑が712㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9日に地元推進委員さんと一緒に現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、もう原野化しておりまして問題ないと思います。また、高野尾地区の農業振興協議会でも問題なしということでもあります。

議長 ありがとうございます。2番。

平井委員 13番、平井です。9日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、地元推進委員さんも問題なしということでございますのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区です。田の賃貸借、使用貸借で214,426㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,610㎡、契約件数は107件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で27,274㎡、契約件数は13件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で449,792㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,875㎡、契約件数は114件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,756㎡、畑の使用貸借で500㎡、契約件数は5件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で28,835㎡、契約件数は8件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて734,083㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で12,985㎡、合計契約件数は247件、合計面積は747,068㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で53件、河芸地区4件、安濃地区98件、芸濃地区2件、美里地区4件で合計161件、合計面積は616,423㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件につきまして、多数ございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議	長	<p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。</p> <p>次に、整理番号165の01、他4件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。</p> <p>一 時 退 室</p>
議	長	<p>この5件についていかがでしょうか。</p> <p><一同 異議なし></p>
議	長	<p>異議なしということで、ありがとうございました。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。</p> <p>入 室</p>
議	長	<p>次に、整理番号109、他20件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。</p> <p>一 時 退 室</p>
議	長	<p>この21件について、いかがでしょうか。</p> <p><一同 異議なし></p>
議	長	<p>ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。</p> <p>入 室</p>
議	長	<p>次に、整理番号24、他44件の_____に関する分についてです。_____委員、一時退室をお願いします。</p> <p>一 時 退 室</p>
議	長	<p>この45件についていかがでしょうか。</p> <p><一同 異議なし></p>
議	長	<p>ありがとうございます。以上の案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。</p>
議	長	<p>次に、整理番号27、他23件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。</p>

一 時 退 室

議 長 この24件についていかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。以上の案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

<一同 異議なし>

川邊委員 この計画の中で、農地中間管理機構が借り受ける農地について、次の担い手に渡る情報はいつ公告があるのですか。この計画だけでは、農地中間管理機構が借り受けることは分かりますが、誰が耕作するか分かりませんので。

事 務 局 中間管理機構からの貸付につきましては、この利用集積計画の中では確認できません。農地中間管理機構が公告する状況になります。

その結果が農業委員会に届きますので、その通知を皆さんに見ていただくようなかたちで整備していきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第11回第1農地部会を終了いたします。

午前12時00分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年11月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____